

Title	古代中國の祭儀と假裝
Sub Title	A study of the origin of disguise in China
Author	伊藤, 清司(Ito, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1957
Jtitle	史学 Vol.30, No.1 (1957. 7) ,p.75- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19570700-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19570700-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 古代中國の祭儀と假裝

伊 藤 清 司

## 一

この小篇は漢・六朝・隋・唐に通有してみられる方相・魑頭の類を中心に、假裝の習俗に就いて考察を試みたものである。方相の類に關しては、既に先學にいくつかの高説があり、拙稿はこれらに負ふところ少くない。然し、それらは専ら方相の類の實體、及びその機能等の究明にとどまり、特に假裝・扮裝の習俗そのものに言及したものではなく、就中、假裝や假面使用の由來に就いて試みられた論稿のあることは寡聞にして餘り識らない。

この小篇は先づ中國に於てみられる假裝の風俗が主に祭祀に關聯して現はれてゐることに注意し、これらの習俗のよつて來るところに些か考察を及ぼした。そもそも中國に於ける假裝・假面の風俗は相當に古い時代に根ざし、他の社會に於ても想定されるやうに、これは神を祭る風俗に關係があると同時に、もとよりは祀られる神々の側に無縁のものではないことが想定されるのである。然し、この拙稿、雜然としてもとより充分要を盡し得ぬ憾み少くない。従つて屋上屋を重ねる弊に陥りやすいことに鑑み、他の社會にみられる同類の風俗との比較等は出來るだけこれを避けた。尙、西方等より傳來したと考へられる假面・假裝の習俗に觸れなかつたのは、中國に於けるかゝる習俗の淵源に些か指向する

微意のある小篇の性質上、容認願へるものと思ふ。

## —

曩に松本信廣教授が、「書經」に見える禹とその妻とをめぐる説話に就いての、M・グラネー氏の興味ある假説を紹介された。<sup>(二)</sup> 卽ちそれによれば、塗山の女が、夫である禹の熊となれる姿を垣間見た途端、忽ち石に化してしまつたと言ふ「書經」の記載は、今日の未開種族の間にも往々にして認められるやうに、有史以前の中華民族の中にもトーテムと何らかの緣故ある秘密結社的なものが存し、その中のあるものは男子のみから成るもので、所屬員は熊に假裝する風があつたのであらうと言ふのである。そしてしかもその習俗には女性の絶えて關知すべからざるタブーが存してゐたのを、偶々、塗山の女が窺ひ見たがために、背犯の罰として石になつてしまつたと信じられてゐたのであらうと言はれるのであるが、このことに關聯して先づ想ひ起されるのは、後の史書に現はれる方相氏の存在であらう。この方相氏は時に熊の姿を借りて出現するからである。例へば、「周禮」に、

方相氏 掌蒙熊皮 黃金四目 元衣朱裳 執戈揚盾 帥百隸而時難 以索室歛瘞 大喪先匱 及墓入壙 以戈擊四隅  
敵方良 (夏官)

とある外、「續漢書」・「隋書」等によつても、方相氏が熊皮を被つた奇怪な姿をして、神事に從つてゐることが識られる。<sup>(三)</sup> 姚鑒・小林太市郎氏らが、山東漢武梁祠後石室の石刻畫の儻圖中に認められる頭から熊皮らしきものを被つた人物こそ、他ならぬ方相氏であらうと指摘してゐることは周知の通りである。<sup>(四)</sup> 一方、些か時代は降るが、唐代の大儻に關す

る記事に、

方相氏 着假面 黃金四目 蒙熊皮（大唐開元禮 卷十）

用方相四人 戴冠及面具 黃金四目（段安節 「樂府雜錄」）

とあるところから、頭上からすっぽり變裝することの外に、頭首に假面の使用されたことも知られる。郭寶鈞氏は河南濬縣辛村に遺された周代の墳墓中より、全缺併せて三十に達する假面が出土し、その中には耳・目・鼻・口が夫々分離し、皮革類で綴つて用ひられたと考へられるものが八面含まれてゐることなどを報じ、これらは方相氏の類の假面具であらうとしてゐる。<sup>(五)</sup> 而も「續漢書」禮儀志の大饗の條に、

百官官府 各以木面能爲饗

とある如く、これら假面具の中には木製になるものがあつたと考へられる。

ところで、上記「續漢書」の方相氏に就いての記載に續いて、

十二獸有衣毛角

と見える外、或ひは「隋書」に、

齊制（中略）作窮奇祖明之類凡十二獸 皆有毛角 鼓吹令率之（禮儀志）

等とあり、委蛇<sup>(六)</sup>・魑魅<sup>(七)</sup>・窮奇<sup>(八)</sup>・祖明<sup>(九)</sup>・虎その他の諸獸に扮した中黃門の子弟たちが方相氏に從ふことが知られるが、それら十二神獸もその先導者同様、假面その他の方法によつて諸獸に扮裝してゐたと見做してよいであらう。支配階級の子弟が禁廷大饗に参加してゐることは唐朝にもみられるが、「樂府雜錄」によれば、これら童兒たちは假面をつけて列

に加つてゐたことが認められる。即ち同書に、

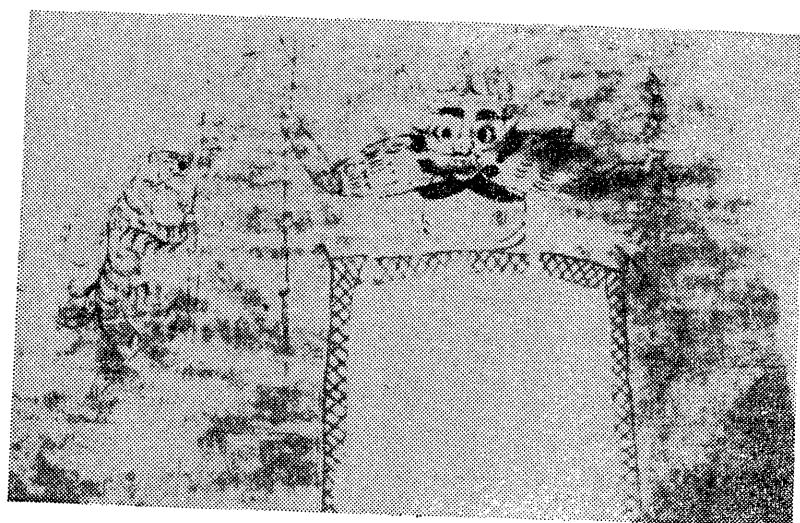
驅儻五百 小兒爲之 衣朱褶青襦 戴面具 以晦日于紫宸殿前驅儻

と報ぜられてゐるが、これら假面の面貌はこの文章だけからは知る由もないが、十二神獸の假面と類同するものと推論

して大過あらうとは想はれない。<sup>(一〇)</sup> 松本信廣教授は「禮記」に、

蜡之祭也 主先齋而祭司齋也 祭百種以報齋也 饗農及郵表驅禽獸 仁之至義  
之盡也 古之君子 使之必報之 迎貓爲其食田鼠也 迎虎爲其食田豕也 (郊特  
牲)

第一圖



とある猫や虎を探り上げ、これらは恐らく夫々神の尸を象つたもので、假面を着けて神々を装つてゐたものと考へられると説かれてゐるが、<sup>(一一)</sup> 上に見て來た宮廷の大儻に活躍する方相氏及び十二神獸とも大差のない風俗と見做して恐らく誤りなからう。曩に觸れた漢武梁祠の大儻圖、或ひは南滿洲營城子の漢甄墓壁畫の一、「方相氏及び虎圖」<sup>(一二)</sup> 中に鳥・虎・蛇の類が見られるが、これらも十二神獸と關係づけて考へられて然るべしと愚考する。殊に後者の圖（第一圖）に就いて言へば、出入口の上に鎮座する戴冠の方相氏らしき人物の左に配された虎は、同様な構圖を有つ同漢甄墓壁畫の「魑頭及び神荼鬱壘圖」<sup>(一三)</sup> 中の左側の人物との比較等からも、虎に扮裝する習俗を想定して見ることが不可ではない。一方「漢舊儀」の語ると

ころでは、

使方相氏 蒙虎皮

と言ふ様に、方相氏自體が虎皮を被つて追儺の職に任じてゐることが識られるのである。

ところで、「虞書」に、

帝曰 夔 命汝典樂 教胄子（中略）夔曰 於予擊石拊石 百獸率舞（舜典）

或ひは、

夔曰 夔擊鳴球 搏拊琴瑟 以詠 祖考來格 虞賓在位 群后德讓 下管鼗鼓 合止柷敔 笙鏞以問 鳥獸蹠蹠 簫韶九成 凤皇來儀 夔曰 於予擊石拊石 百獸率舞 庶尹允諧（益稷）<sup>（一四五）</sup> 等とあり、「大雅」・卷阿に、

鳳凰于飛 翩翩其羽 亦集爰止

藹藹王多吉士 維君子使 媚于天子

或ひは更に、「文選」・東京賦に、

悉率百禽 鳩諸靈囿 獸之所同 是謂告備

とあるが、これらに見られる百獸・鳥獸・鳳凰の類も、實はそれらを模して作った冠冑、或ひは假面を着けた踊り手の存在を示すのではないかと推測されるのである。<sup>（一五）</sup>たゞ、當時の冠冑・假面の類は、その材質が木・竹等によるものが多かつたと考へられるから、今日容易にその遺物は發見し得ぬ譯であるが、殷周時代以降、極めて豊富に發見される虎・

牛・龍・鳥類をはじめとして、異體の知れない犧首等の骨器・金屬器乃至紋様の存在は、當時これらの鳥獸に異常な関心が拂はれてゐる有力な證左であつて、かうした類の假裝の習俗・假面の存在する可能性を推測させるに足るものがある。少しく時代が降るが、漢代の文献中にこれを裏付ける記事もみられるのである。例へば「文選」に、

總會仙倡 戲豹舞羆 白虎鼓瑟 蒼龍吹簫（西京賦）

とあるのがそれである。これに前註は注して、

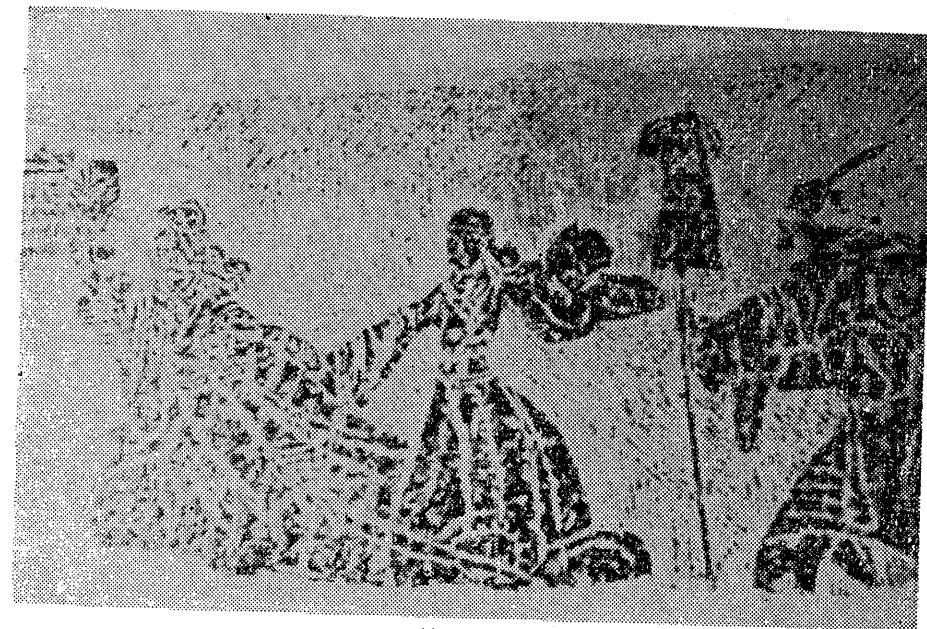
羆・豹・熊・虎 皆爲假頭也

と説いてゐるのは聽くべきであらう。亦、一方、「漢書」に、

（郊祭）常從倡三十人 常從象人四人（禮樂志）

とある象人に關し、韋昭の曰くとして、  
象人著假面者也

と注記がみえるが、近年、四川省新津出土の漢墓石函の一側面に、第二圖に示す如き恐らく象人の類を描いたと憶しい假面着用の人物畫がみられる。<sup>(二七)</sup> 同じく四川の樂山に遺る崖墓中の一享堂の壁に刻まれた面具、或ひは同崖墓入口の横梁上の假面なども、何を表現した假面であるかは今



第二圖

遽かの斷定は避けるが、兎に角、面具着用の習俗の當時存した一證左とならう。一方、河南南陽の漢墓中にも舞踏圖が遺されてゐて、その中に假面着用の人物が刻まれて居り<sup>(一七)</sup>、更に、山東沂南の漢墓の中室東面中央部にも舞踏圖があり、その中に右手に幡らしきものを執つた奇怪な假裝舞人が描かれてゐる。

以上、主に諸獸に扮する例について述べて來たが、鳥類に假裝する習俗も決して少くなかった。原田淑人氏によれば、中國に於ける冠弁の祖形の一つに爵弁が想定され、しかもこの形はもとより鳥形に無關係ではなからうと示唆されてゐる<sup>(二二)</sup>が、同氏の提言を補足しながら、暫らくこの點に就いて考へてみたい。爵弁の名稱の由來に關しては、「儀禮」・士冠禮の爵弁服の注に、

爵弁者冕之次 其色赤而微黑 如爵頭然

とし、「獨斷」等も同様、その色が爵頭、即ち雀頭<sup>(二三)</sup>のそれに似てゐるとするのであるが、同じく爵弁の色彩を問題にした「續漢書」が、その後文に「如爵形」（輿服志）と言つてゐるところより推量すると、儀禮注に説く「如爵頭然」とは必しも色彩のことを指したものではないとも考へられる。そこで些か迂遠の憾みもあるが、暫時もう一つの爵、即ち飲器の爵に觸れてみよう。爵器に就いては「禮記」に、

爵 夏后氏以璣 殷以爵 周以爵（明堂位）

と見えるが、「何事でも同一の事につき異説ある場合は、之を夏、殷、周の三つに分ける風」<sup>(二四)</sup>は、内藤博士の言を俟つまでもなく中國古典の通弊であつて、この場合の「禮記」の記述ももとより遽かに信を置き難いし、事實、形態の上から言つても爵器は必しも璣・爵の發展した形態でも、關聯の密接な形でもないと言はれている。「說文」は爵器に就い

て、

**爵** 禮器也 象雀之形 中有鬯酒 又持之也 所以飲器 象爵者 取其鳴節節足足也

として、雀鳥の形より解釋しようとし、降つて、「博古圖」なども、

爵則又取其雀之象 蓋爵之字通於雀 雀小者之通 下順而上逆也 倭而啄 仰而四顧 其慮患也 (爵總說)

として、略々「說文」を襲つてゐる。尤も、後半の解釋は共に爵器の祖形を考へる場合には採れないが、兎に角、爵器を燕雀の雀形に象つて説いてゐるのは一考してよい。勿論、此處で爵器は雀形を模して始まつたと速斷しようとするのではない。唯々尖つた尾と長い流を兩端に有つその形態が何に由來し何を模したかは別として、鳥形に無縁であるとも断じ得ないのは興味深いことである。爵器を雀鳥に結びつける古説のあることに注意することは、爵弁の祖形を考察してゆく上に、無意味とも想はれぬ所以である。次に爵弁を雀頭の色に關係づけて説く古人の言のあることは既述の通りだが、これとても本を忘れて末に拘はる牽強さが感じられる。(爵器と同じく青銅になる禮器の種類は多い。爵器の色だけがひとり雀鳥の色に似てゐるとは想はれない)「書經」に、

二人雀弁 (顧命)

等と記されてあるのも、音通から爵字に代つて雀字を用ひたと云ふより、爵弁の名の由來が鳥形に發してゐることを暗示するものとも想像される。曩にも觸れた山東の漢武梁祠後石室の第一帝王圖<sup>(二六)</sup>中に見る祝融・神農の戴ける冠弁に兩翅らしきものが認められる。「石索」の編者は前者の像に就いて、「金石志」に「冠有兩翅」とあるを是とし、後者神農に就いても、

冠形前後岐與前者同

としてゐる。同じ帝王圖中に見える舜の冠弁は、彼が例の焚廩の試鍊を瞽叟に受けた折、燃えさかる廩上より飛び降りるに用ひたとされる笠に無關係ではないと考へられる等、一般にこの帝王圖中に描かれてある冠弁の類は、その祖形の面影を傳へようとするところ少くないと考へられるところから、爵弁の原初形態が鳥形に無關係でないと言ふ原田博士の示唆は看過出来ない。たゞ、爵弁乃至これを戴く儀式たる冠禮が早くより形式化し、その來歴淵源を窺ひ識ることは殆ど困難となつたが、少くとも、鳥の羽根を模した冠弁が嘗つて古く存したことは考へて差支へないのではなからうか。更に後考を期したい興味ある問題であり、この點については、特に達識の士の示教を仰ぎたい。この外、冠弁を鳥羽で飾つた例は少くない。「史記」・仲尼弟子列傳に、

子路性鄙 好勇力 志伉直 冠雄鷄

と傳へられる冠が、果して漢武梁祠の「子路冠雄鷄圖」<sup>(二八)</sup>に認められる様なものであつたか否かは疑問としても、鳥に有縁な冠と見て差支えないであらうし、同じく「史記」・佞幸列傳や「說文」等に見える鷄鶡冠や鶡冠も亦、鳥の羽根に關係する。<sup>(二九)</sup>尙、契文の  や  を舞字と解し、雰舞に關係づけて考へるのは常識に近いが、他方、雨乞ひの祭とされる雰は、說文に雰とも表現されてゐるが、葉玉森氏はこれを舞羽とすべきことを說いてゐる。<sup>(三〇)</sup> 雰祭に巫が羽を飾つて舞つたことは「論語」・先進・「周禮」・舞師及び司巫・女巫等によつて充分想像される。一方、饕餮紋は龍に關聯を有つと言ふのは、林已奈夫氏の論稿「殷周銅器に現れる龍について」<sup>(三一)</sup> の要旨であるが、この論文中に同氏は契文の  (鳳) 等を挙げて曩に示した契文舞字の  ・  は羽根を身に着た象形ではないかと言ふ。林氏は舞字から更に饕餮の如き

假面(同氏の言ふ龍の假面)を着けて假装し、兩乞ひの舞踊をしたことを想定されてゐるが、姚鑒氏の様に饕餮を髑頭と解するものゝある外、この原形が如何なる動物乃至怪異であるかに就いては、異説も少くないのであるから、尙、後考

を俟たなければならぬが、

舞字は何ものかの姿に模して假装し、まひを舞つた象形であることは否めない。

曩に R. C. Rudolph. 聞宥

によつて第三圖に示す紀元一世紀末頃の四川出土の一

舞踏圖が紹介されてゐるが、

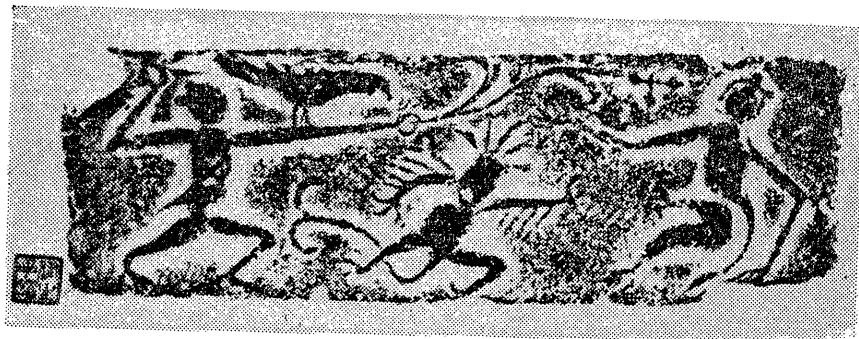
當該圖中央の人物の服装は、例へば林邑樂の扮鳥舞

人と相似て居り、舞の古字體を彷彿させるもののあるのは興味深い。曩にも觸れた山東沂南の漢墓中から第四圖の如き鳳凰の類と憶しい姿に扮裝した人物の舞踏圖が出てゐるが、恐らくは鳥に假装する習俗が且つて行はれたと見て差支えない。かゝる鳥類扮裝の舞人の存在は亦、史書の上からも想像出来る。例へば「穆天子傳」

第三圖



第四圖



仲秋丁巳 天子射鹿于林中 乃飲于孟子 爰舞白鶴二八（卷之五）

或ひは「吳越春秋」

乃舞白鶴 偷入美門（卷四 閨閣內傳）

の白鶴や、「韓非子」

（師曠）援琴而鼓 一奏之 有玄鶴二八道南方來 集於郎門之壠 再奏之而列 三奏之延頸而鳴 舒翼而舞（卷三・十過）

の玄鶴の舞踊は、假裝舞人のそれと見做し得る。朝鮮樂浪郡漢墓出土の玳瑁小盒蓋板墨畫に、頭上に長い冠狀のものをかぶり、身體に羽根らしきものを着けた舞人圖が認められるが、恐らくは鶴に類せる頸の長い鳥に扮した舞踊を描いたものであらう。亦、「古器釋名」に載れる「雙鳳猶壺」・「羽人猶壺」にも鳥類に扮裝せる習俗の且つて行はれてゐたことを物語る繪が認められる。

鳥獸に扮裝した古踊は我が國でも稀ではないが、今日未開社會に於て種々の怪異や動物を象つたかぶりもの乃至假面を用ひて祭儀につらなり、舞踊を行ふなどのことの多數見られるに就いては周知のところでもあり、今いち／＼の例舉には及ぶまい。<sup>（三七）</sup>「續漢書」は儻祭のにぎはひを描寫して、

方相與十二獸舞歡呼（儀禮志）

同じく「隋書」も、

作方相與十二獸舞戲喧呼（禮儀志）

と傳へ、方相氏十二獸ともぐ假裝人たることを想はせるに充分であり、更には「舜典」・益稷或ひは「卷阿」の詩に

見た「百獸率舞」・「鳥獸蹻蹻」・「鳳凰于飛」等の句裡に踊る鳥獸に、假裝舞人を想定することは、必しも滑稽ではないと考へる次第である。

### 三

ところで、方相氏に就いては豫じめ觸れた通りであるが、これは魑頭と類を同じくするものである。「周官」・方相氏に鄭玄は、

如今魑頭也

と注し、南唐の徐諱は「說文繫傳」に、

類 方相四目 今文作魑

等と説いて居り、方相と魑頭との關係の淺くないことが語られてゐるが、この兩者の外形上の異同等に就いては、既に小林氏に詳稿があるから多くを記さない。たゞ、方相氏が儺祭の主配となる外、大喪等に打路神の役割を演じることは周知の通りであるが、例へば「隋書」等にはこれに關して、

後齊定令（中略）三品已上及五等開國通用方相 四品已下達於庶人以魑頭（卷八 禮儀志）

開皇初 高祖思定典禮（中略）徵學者撰儀禮百卷（中略）喪記（中略）四品已上用方相 七品已上用魑頭（同右）  
とあり、その外貌も、

方相四目 魔頭二目

と見え、兩者は一應差別されてゐるが、杜佑の「通典」（卷八六）が上掲「隋書」を引いた注記に、

### 艦頭與方相小異

と言つてゐる通り、當時にあつても尙大同小異と考へられてゐた様であり、もと／＼は兩者は大差のないものと考へられる。方相・艦頭が意識的に差別視されて諸書に現はれるのは、六朝の頃からの傾向とも考へられるが、<sup>(三九)</sup>姚鑒氏は考古學上、兩者の分離は漢代に遡つて認められるとも言ひ、<sup>(四〇)</sup>郭寶鈞氏の報告では、更に周代にまで遡らせ得る可能性も考へられるが、<sup>(四一)</sup>これに就いては詳報の得られないのは殘念である。然し、いづれにしろ、この兩者は中世以降に於ても諸書に混同されて用ひられてゐる例があり、<sup>(四二)</sup>駁疫・打路等、その機能上も同類で、もと／＼同質のものが一（方相）は支配階級に専ら用ひられ、他（艦頭）は主として民間に行はれたための小異とも考へられる。<sup>(四三)</sup>

方相氏の名稱のよつて來つた事由は、既に論ぜられてゐる通り、そもそもは人々の忌避する諸邪鬼の一に關係あるものと解される。方相はもと／＼方良・罔兩等と異物でないことは後文にも詳しく觸れるが、逐はれる方相が一轉して諸惡鬼を擊退する善神的存在となつたとする先學の説は認めてよい。<sup>(四四)</sup>些か結論的な言ひ方をすれば、恐らくは頭部へのかぶりものを艦頭と呼び、この種のものをかぶつて逐鬼などのことにつ當つた役職を方相氏の名でも呼ぶやうになつたのではないかと考へられる。然らばその艦頭とは如何なるものであつたらうか。「太平廣記」（卷三七一）に引く牛肅の「紀聞」に、

武德功臣孫竇不疑（中略）勇有膽力（中略）太原城東北數里 常有鬼道 身長二丈（中略）鬼正出行 不疑逐而射之  
(中略) 得一方相 身則編荆也

とある。その注記にも、

今京方相編竹 太原無竹 用荆作之

とあるが、（共に民間のそれを魑頭と言はずに方相と呼んでゐた一例）方相・魑頭が竹や荆を編んでつくられるものであることが認められる。亦、同じく「太平廣記」（卷三七三）に引く戴君孚の「廣異記」に據れば、

扶陽王桓彥範 常與諸客游俠 飲於荒澤中 日暮（中略）大醉 遂臥澤中 二更後忽有一物 長丈餘（中略）手持矛戟  
瞋目大喚 直來趨範等 衆皆俯伏不動 範有膽力 及奮起叫呼 張拳而前 其物乃返走 遇一柳樹 範手斷一枝 持以擊之 其聲策策 如中虛物

と物語られて、この怪物が方相・魑頭の類であることは文の前後からも容易に推量のつくところであるが、果してこれが竹製か、或ひは荆で作られたものか、更には別の材料によつたものかは定かではないが、柳の木の枝で撃つて策々と音のする中空の張子の作品であることは明らかである。J. J. M. Groot の報ずる所に據れば、江西・福建方面の葬儀にみられる開路神は竹と紙乃至布地を使用した張子の作品であることが知られる。即ちこの開路神は竹片の中空の枠の上に種々の色紙片を貼つた像で、時に絹や布地も用ひられるが、相貌怪奇に作爲され、手には三叉戟等の武具を執らせ、路上の惡靈邪鬼の拂除を任とするもので、その容姿や機能とするところは大喪先柩の古の方相氏と悉く吻合し、且つ亦、その製作の過程は「紀聞」等の語る編荆・編竹の方相・魑頭のそれと類同するものがある。

そもそも魑頭の魑、或ひはこの又の字である頬の其はもと／＼

殷虛書契 卷一第一葉

同上卷二

第二葉

第一葉

上同

卷七第二  
十四葉  
(以上契文)

鼎

孟

史頌

王孫

湯

王孫

（以上金文）

（篆文）

（古文）

廿

(籀文) 等に表されてゐるが、これらはすべて籠の象形で、×、或ひはその略である×乃至▽は共に籠の編目の象形である。(四六) 魁頭の類が上述の様に竹等を用ひて作成されてゐることと、魁(顙)頭が竹籠状を象る其字に従つてゐることとは單なる偶合とは言えない。尙、指示代名詞の其は勿論のちの音通借字であらう。籠の其が單獨で用ひられる場合、指示代名詞との混同を避けるため、これが竹類で編まれてゐることを更に明示すために箕とも書かれるに至つたと考へられるが、(四七) 其字それ自體、竹籠状のものを示す象形の文字と見て大過ない。

顙字は「說文解字」に、

顙 醜也 从貢其聲 今逐疫顙頭

と説かれてゐる。醜惡なりとする「說文」のこの解によつて、顙の奇怪な面貌が窺はれるのは参考とすべきではあるが、些か解の本意を逸してゐる。要は貢、即ち頭首部と其との組合せで、それ自身魁頭を示す合字と見るのが正しく、一方、魁字は鬼、即ち後述に詳細にするが魁頭を冒つた人と其との合成の文字で、魁・顙の意相同じく、徐諤が、

顙(中略) 今文作魁

と言つてゐるものも故なしとしない。尙、魁・顙は別に𠂇とも書かれたらしく「酉陽雜俎」には、

四目曰方相 兩目曰𠂇據

とあり、他方、「荊楚歲時記」によれば、更に戲頭と轉じて用ひられてゐる。即ち、

小說 孫興公常着戲頭 與逐除人 共至桓宣武家 其應對不凡 推問乃驗也

とある戲頭は、孫・桓等の知識階級からみれば、戯むれのものに考へられたが故に、戯頭と記されたのではないかと言ふ

」とを一應考慮に容れる必要もあらうが、兎に角、魑頭を語つたものである」とは疑ひない。尙、これを着けた主を、これは迎へた宣武が直ちに興公と辨じ得なかつたとハハよりすれば、ハの魑頭は假面狀のものか、乃至はスッポリ頭首部を被つてゐるかぶりものであらうと想像される。「神異經」の東南荒經に、

東南方有人焉 周行天下 身長七尺(四九) 腹圍如其長 頭戴雞父魑頭 朱衣縞帶 以赤蛇繞額 尾合于頭 不飲不食 朝  
呑惡鬼三千 暮吞三百 名曰天郭 一名食邪

とある魑頭は東南方とあつて、直ちに中國古來の魑頭と結びつけられぬ用心も要るが、「身長七尺、腹圍如其長」とあるといふや、「廣異記」に語ふ範の擊退した張子の怪物の比較等に於て、魑頭の一にスッポリ頭から被つた假裝のかぶりものが當時の人々に喰炙してゐた」とが理解される。「風俗通」が魑頭を説いて、

言頭魑魑然盛大也

と語ひ、「文選」卷十一、王延壽の「魯靈光殿賦」中に、

仡欺獵以鶻眡

とある欺獵に李善が注をして、「大首也」と語つてゐるのも、魑頭が單に田鼻を被ふ程度の假面でなく、福助狀を呈する様なかぶりものであつたことを示すものと見做される。殆ど Hentze "Chinese Tomb figures" Pl. XXI B に見る如き巨首が魑頭の實體を示すものではなかつたらうか。

魑・顛はその外、併とも書かれた。「荀子」に、

仲尼之狀 面如蒙俱（非相）

その楊倞の注に、

供 方相也 其首蒙茸然 故曰蒙供  
とある。供は人と其の合字、魑頭を人がかぶることを示すもので、必しも蒙茸然としてゐる故の蒙供ではあるまいが、これによつて魑頭が被髮散亂の容をしてゐることが窺はれる。明器として頻出する六朝隋唐頃の魑頭は、その様式にも幾段かの變化が窺はれるが、尙、その頭髪の散亂する怪異な容貌が強調されてゐるのは見るべきであらう。「其首蒙茸然」とは正にかうした面貌を指すものではなからうか。「淮南子」に、

視毛矯西施 猶顛醜也 (精神訓)

とあり、魑頭の極めて怪奇醜惡である様が強調されてゐるが、このことは別に「慎子」に、<sup>(五〇)</sup>

毛矯西施天下之至姣也 衣之以皮供 則見之者皆走也

と言つてゐる。これ亦、魑頭の醜惡さを物語ると共に、かゝるもののが單に頭髪上に戴く冠狀のものでなかつたことは勿論のこと、mask の如きものでなかつたことも、「衣之以皮供」の句が示してゐる。巖雲岫氏は「古代疫病名候疏義」に、許慎の、

魑 頭不正也 从貞鬼聲

及び、徐鍇の、

魑 猶蟲鬼也

と言ふを引き、

謂曰凸不圓正也 於古書無證<sup>(五二)</sup>

と説いてゐるが、頸は魑・顛と回面回頭とも書く爲めと曰ひ、上品の一聯の解は共に魑頭の醜怪れを呼してゐるが、それをあらわす圖がある。"Chinese Tomb figures" 中の裏に觸れた像などは、正に「說文解字」の図も「頭不正」

の状に近い。亦、營城子漢驅墓壁畫中の例の「魑頭及神荼鬱壘圖」・「方相及虎圖」の魑頭・方相の面貌も、奇怪な相を呈してゐるが、後者の左手に握られてゐるのは蛇の類で、それらが手に執る武器と共に、方相・魑頭の持ち物として往々にみられるのである。R. C. Rudolph・聞宥はその共著 "Han Tomb art of West China" に animal mask を



第五圖

着けたと解説する第五圖の人物圖を掲載してゐるが、聞宥は別に編んだ「四川漢墓畫象選集」の中でもこれいを「漢書」・高祖紀の應劭注に引く、舊時 亭有兩卒 一爲亭父 掌開閉掃除 一爲求盜 掌逐捕盜賊 の亭父・求盜の一役であらうと説いてゐる。然し、聞宥氏のこの新解釋は、Rudolph との共編の解説、即ち、動物假面の着用といふに劣るものと想はれる。これらの巨大な誇張した耳殻はたとくば西安東郊十里鋪三三七號唐墓出土の三彩魑頭<sup>(五九)</sup>や、同じく西安の郭家灘唐墓出土の魑頭<sup>(六〇)</sup>の大耳と同質であつて、亭父・求盜の人物像の有り耳殻では決してな



い。寧ろ、これらは魑頭の類と見做して誤りないと考へる。

次ぎに、梁宗慎の「荊楚歲時記」に、

十二月八日爲臘日 諺語臘鼓鳴 春草生 村人並擊細腰鼓 戴胡頭 及作金剛力士以逐疫

とある胡頭を、姚鑒氏は狐頭の音通で、曩に觸れた十二神獸の一に配せられるべきものであらうと言つてゐるが、<sup>(六二)</sup> 小林氏は胡は魑の轉訛と解し、<sup>(六三)</sup> 守屋美都雄氏もこれに從つてゐる。この種の風俗に就いての記録の餘り見當らぬところより考へれば、これを十二神獸の一と解してしまふことは些か無理であらう。上掲した「禮記」の蜡祭に關する記載中に、貓と虎とを迎へることを言つたが、東京賦の李善の注に引かれてゐる「漢舊儀」に、

使方相氏 蒙虎皮

とある様に、虎に象どる魑頭を冒つたが故の音通からの胡頭と想定されぬこともない。現に第一圖に示した營城子の「方相氏及虎圖」にみた如く、虎に假裝した風俗も認め得るのである。尙、王充「論衡」に左の様な一節がある。

上古之人 有神荼鬱壘者 昆弟二人 性能執鬼 居東海度朔山上 立桃樹下 簡閱百鬼 鬼無道理妄爲人禍 茶與鬱壘 繩以蘆索 執以食虎 故今縣官 斬桃爲人 立之戶側 畫虎之形 著之門闌 (亂龍)

これと略々同文は同じ「論衡」の訂鬼篇や「風俗通」の典祀篇にも見えるが、こゝに虎を描いて門闌に著けると言ふのは、漢代墓門の兩扉上に往々にして見出される鋪首像（第六圖）を指すものと思はれる。<sup>(六四)</sup> これらは、怪獸の口が環を衝いた意匠の一對の墓門上の裝飾で、口に衝かれた環は扉の引金を具現したものと想像される。この怪獸は「論衡」等に言ふ門闌上の畫虎に該當すると考へるのは、同様な衝環怪獸が神荼鬱壘と想定される人物と組合されて墓門等に遺され

てゐるもののが見出される點からである。尙、これらのプロットはまた營城子の「魑頭及神荼鬱壘圖」のそれと大異ない。

(六五)



第六圖

兎に角、追驅される方相が、逐鬼の権化となつた如く、虎また、逐はれる身から轉じて、惡鬼から墳墓を守る善神的存在に化することは大いに考へられるところである。尙、方相は既述の如く熊皮や虎皮で扮して表現されましたが、もとより如何なる怪獸であり、妖怪變化であつたかは最早や微細には語り得ぬが、恐らくは衡環の怪獸も時に虎と解されることもあつたであらう。後世の記録であるが「武林舊事」(六六)に、浙江の風俗を説いて、

十月 杭人競售錦裝新歷 明神桃符 鍾馗猿虎頭及金縷綵花春帖旛勝之類 爲市甚盛  
等とみえる様に、虎頭帽が好んで市井人に愛用され、就中、一種の魔除けの効を兼ねて、幼童に廣く着用され、今日に到つてゐることは興味のあるところである。従つて胡・虎音の通ずる點からも、胡頭が虎に模したものではないかと言ふ假説も成り立つ譯であるが、今遽かの斷定は慎しみたい。然し、いづれにしろこの胡頭の風俗は一種の魑頭・方相の俗と無縁のものとは到底考へられない。頭首に假裝の具を着け、異獸・怪物の一に扮したものであらうが、かやうに假裝をして祭禮につらなると言ふ習俗は、

臘月 鄉人以朱墨塗面 跳舞於市 行古儻禮(六八)  
とか

越中當三旱甚時 有迎龍之賽 不齊慶祈禱 惟飾優伶及小戶少年爲諸神佛怪異 或扮故事<sup>(六九)</sup>

と語られてゐる様に、その様相を變へながらも、尙、近世まで長く繼承されて來てゐると考へられるのは興味深い。

#### 四

ところで、上述の様な方相・魑頭をはじめ諸鳥獸に假裝するの風俗は、一體何に由來するものであつたらうか。「風俗通」は魑頭に關して、

俗說 亡人魂氣游揚 故作魑頭以存之 言頭魑然盛大也

と説いてゐる。然し、想ふにその名の由來を「魑魅然として盛大なる頭首」と解釋して學者然としてゐる應劭が、世俗巷間の説としてゐる「亡魂を保存するためのもの」とする俗信は、却つて魑頭の風俗の本質を衝いてゐて、信憑性があるのではないであらうか。實はかうした見解は他にも見出されるのである。「酉陽雜俎」に、

世人死者 有作伎樂 名爲樂喪 魑頭所以存亡者之魂氣也（卷十三）

と言ふが、魑頭とは死者の尸として作成され、世を去つた人の魂をとどめるためのものであると言ふ信仰が確かに存したと考へられる。

儲て、子字は小篆では  によつて表現され、契文の巳字と同一文字が用ひられるやうになつたが、もと／＼契文では  （第一・三期）  ·  （第四期）  ·  （第五期）（董作賓干支文）等と刻まれ、子丑の子と辰巳の巳の別ははつきりしてゐた。<sup>(七〇)</sup> ところで中國古代に於ける立尸の習俗を通じて窺ふに、中國の原始に一種の頭蓋骨崇拜

Schädel-kultus の根跡がみられるのではないかと言ふ見解を裏に池田末利氏が提出されてゐるが、今直ちにこゝまで踏入つて断るのは避けたいが、豫じめ結論的に言へば、契文 **匂**・**火**の類は池田氏等も断じられた如く、少くとも原始的な宗教に關係があり、或種の戸を表現するものと見ていい。山・歎等で表はされた子字は金文では、**匂人**師田父尊 **火**召伯敦 **火**宗周鐘 **匂**父癸壺器 **匂**父辛盃 と、籀文では **匂**文說 と見えるが、これに就いて「說文」に、

と語る許慎の見解は概ね聽くべきであらう。然し、翻つて考へるに脳蓋に髪の有る子が几上に在るだけでは、この文字の意味は些か漠然としてゐる。寧ろ、この文字の頭部を鬼頭より解くべきであるとする加藤博士の指摘の方がより適切であると考へたい。即ち同博士によれば、鬼の古字は **𠙴**・**𠙴** 等で表はされてゐるが、その上部の **十** は「說文」に「鬼頭也」とあつて、古音はシとされ、一方、**匂** は留字の古形で、竹籠状のものを示すものであるとし、鬼とはこれらものをかぶつた句縮(偃僂人)がその原義であり、更に籀文 **𠙴** 字に就いて言へば、**𠙴** は兩臂、**人** は鬼頭を支へる支棒、**几** はこれを安置する台で、子は後世の戸の前身であると言ふ。<sup>(七二)</sup> 鬼頭を冒つて鬼と變ずるものが、同博士の主張されるやうに、果して偃僂人だけに限られたかどうかに就いては、尙、検討の餘地もあらうが、周知の通り、人死曰鬼(「禮記」・祭法)

衆生必死 死必歸土 此之謂鬼(同右)

と考へられてゐた鬼は、實は死者の戸で表はされ、これが鬼頭を用ひて示されてゐるのは興味のある點であり、「風俗通」に言ふ俗説「亡人魂氣游揚 故作鬼頭以存之」の棄て難いと言つた所以である。上述に觸れたが、契文字字が、

凶

殷虛書契  
三第四葉

凶

同上卷三

凶

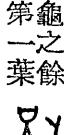
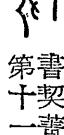
下書契後篇

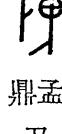
凶

龜甲獸骨卷  
一第十六葉

凶

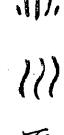
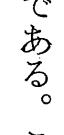
等、諸種の刻形で示されて居るが、これら諸形中、×の缺

けてゐるのは勿論その略形で、最頂部の頭髪を表現すると想はれる部分を除いたこれら文字の上部は、曩の其字の契文・金文と同類と見做して差支えなしと考へるが、かかる見解が單なる偶合に便乗した解釋ではないと思はれるに就いては、いくつかの傍證もある。例へば、異字  が魑頭を冒つた異状な姿に變異することから解釋出來得るもの一つであるが、今此處では、畏字に就いて考察してみたい。この文字も魑頭を冒つた状態を形容してゐる文字であると觀察されるからである。畏の契文は  藏龜第一  龜之餘  第一葉  書契後篇下第四三葉 等とあるが、羅振玉氏はこれに就いて、

說文解字 畏 惡也 从由虎省 鬼頭而虎爪可畏也 古文作  古文  鼎孟 及手形或省手形、从  支省

此則从鬼手持ト 鬼而持支可畏 熟甚古金文或作  鐘 王孫 既从ト 又加支 初形已失矣

と説いてゐる。方相の類に虎に扮する例もみられたところから、許慎の見解も尙棄て難いものもあるが、羅說に従つて不可ないであらう。方相・魑頭の類が武器を執ることは曩にも言つた。この畏の古字形から、方相・魑頭が邪鬼にも人々にも畏怖された光景を聯想することは、必しも望蜀に屬することは申せぬのではないか。

次ぎに考察して見たいのは、子字の魑頭部の上に刻まれてゐる     である。これに就いては「說文」の解に、

象髮（首部下）

とある通りで誤りないが、實は單に頭髪の義とせずに積極的に被髮散亂の状とする方が、より字義に叶つてゐるものと

考へる。「論語」の、

微管仲 吾其被髮左衽（憲問）

は有名な一節であるが、被髮は左衽・文身と共に夷狄の風俗として忌避されて來たが、これは單に夷狄の蠻風である許りで忌まれたのではなく、もとく散亂する頭髪を畏怖する心理が、古代の中國人にもあつたのではないかと考へられるのである。暫らくこのことに觸れてみたい。頭髪が重視され、人間の靈の宿るところと考へられることは、弘く原始未開の社會に通じて認められるところであつて、中國でも、例へば、殷成湯王が求雨の折、その頭髪をきつて青銅盤上に置き、龍王に祈つたと言ふ「呂氏春秋」等の説話をはじめ<sup>（七六）</sup>、頭髪をもつて犠牲とする習俗は古くから存し、同様の風習は近年まで絶えない。かうした心理は被髮を畏怖し、忌み、「左傳」に語られてゐる著名な、

辛有適伊川 見被髮而祭於野者 曰 不及百年此其戎乎 其禮先亡矣（僖公二二）

が示すやうに、被髮して祭ることの正しからずとする考へ方にも繋がるものと思はれる。

成人式である加冠の禮に就いては別に稿を設ける必要もあらうが、中國に於てももとくは、神を祀る祭儀に参加する資格を與へられる儀禮と無關係ではあるまいとするのが卑見である。この加冠の式次第は「禮記」・「儀禮」の關係篇に據れば、三加冠を中心に行開される。三加冠とは緇布冠・皮弁・爵弁（「儀禮」士冠禮説）或ひは收・冔・弁（「禮記」王制説）とされてゐる。このうち收に就いて言へば、これは冠弁とは異つて、頭髪を被ふための一種の布であつた。原田淑人博士は清の任大椿氏の説によつて、

爵弁そのものとは離れて居て、別に爵弁の後方から兩旁にかけてその周縁に垂下し、笄に依つて維持されるキレであ

る。<sup>(七八)</sup>

と解して居られる通りのもので誤りないと考へるが、もとへは鄭玄の解するやうに、

收言所以斂髮也（禮記注）

と言ふやうな用をなしたものと考へられる。收が冠弁と同一視出來ないと同様に、緇布冠も實は所謂冠の類ではない。

「禮記」に、

始冠之緇之冠也 太古冠布 齊則緇之 其縗也（郊特牲）

とある通り、これ亦一種の頭巾狀のものとも言ふべきもので、皮弁・爵弁と同列に論ずることは出來ない。冠の字は今日、頭髮上に戴く所謂カンムリの類を指すが、「說文」の一説に「叡也 所以叡髮」とし「白虎通」に「幘也 所以幘持其髮者也」（紳冕）とする解釋が試みられてゐる通り、頭髮を緊縛し、その散亂するのを收める意とされる。收・緇布冠とは恐らくこれと沒交渉ではなく、且つ冠弁の一つの祖形が實に此處にあつたのではないであらうか。更に臆測を言へば、收は急讀、緇布は緩言でもとく同一のものが一（收）は頭髮を緊縛する狀態を言ひ、他（緇布）はその物體の黒色の布なることを表現したものと考へられる。收も緇布も共に三加冠の第一段に頭首に戴くものとされて來てゐるものもこの臆測の一つの支えになると考へたい。かの黔首の義には異説もあるが、黒頭巾の説の傳へられてゐるのも、これと併せ考へて興味深い。頭髮を被ひ、これを緊縛することは、「收而祭」（「禮記」・王制）等と言はれるやうに、神を祀るに被髮を忌避し、タブーとする考へ方が潜んでゐると推測もされるが、兎に角、被髮散亂の貌を忌み畏怖する心と、恐惶慄々として迎へる魑頭の容に被髮蓬々としてゐる様を強く印象づけられる心とは、全くかけ離れた心理から出でる

るものとは考へられない。「莊子」に孔子が被髮して往く者を望み見、後刻その男に、

吾以子爲鬼 察子則人也（第七卷達生）

と語つてゐる。被髮が鬼物の風貌とされてゐた一證左である。亦、同じく「莊子」に、  
衆罔兩間於景曰 若向也俯 而今也仰 向也括 而今也被髮（第九卷寓言）  
と言ふのも、被髮の俗が怪異なものに相應しいことが認められる。

契文・金文等の子字上の頭髪を被髮と解すべしとする理由は、以上に記述して來た考へ方に立脚する許りではなく、  
亦、單に頭髪と言ふ程度ならば強ひて刻文にこれを示す必要もなかつたと推理されるのみでもない。例へば、須、卽ち  
あいひげ（鬚）を示すに  周貉  纂  弭叔 のやうに 川 を強調してゐる。これは老人等に特有の長い目立つ鬚で  
あつて、子字の頭部上に刻まれた 丶・ノ が短い頭髪ではないことを聯想させる。董作賓氏は雲南省麗江一帶に  
住む麼些 (moso) 民族の使用せる麼些文（一種の象形文字）中に認められる  の文字を、死字に解し、  
死示倒地爲披頭散髮(八〇)

と説いてゐるが、若しこの解にして誤りなければ、<sup>(八一)</sup>時と場所と使用民族を異にするが、中國の古字の 丶・ノ を披  
髪と推測する上の一助ともならうかと考へる。更に、セーロンの Vedda 族の描く人物画には一見「放射状冠」とも解  
して誤りないものを頭部に戴いてゐるが、<sup>(八二)</sup> W・ショミット氏の注意してゐる通り、Vedda 族にはかかる冠の類は一切  
なく、所謂被髪とも表現すべき單なる散亂の頭髪の象形画に過ぎない點は、中國・Vedda 兩民族を同列に扱ひ得ぬ用心  
はもとより必要としても、同じく象形を中心と發達した契文の中を見ると、ノ等を解明してゆく上に、これ亦、

頃文同様、あながち参考の資とならぬとも言へまい。附記した次第であるが、子字の古形にみられる頭髪は單なる頭髪以上のもの、即ち被髮蒙茸然たる様を表現したものであると想はれ、かやうな點からも契文 **齒凡** 金文 **齿凡** の類が、  
魑頭を冒つて戸となれるものの象形と見て大過なしと考へられるのである。

かやうに見て來ると、かぶりものの魑頭は被髮蓬々として亂れ、奇怪な面相をなし、正に畏るべき死者＝鬼を形づくるものであつたと考へられる。但し、この戸に假裝させるかぶりものの稱たる魑頭と、追儻等の折に活躍するのちの世の魑頭とは勿論同一に論することは出來ない。この間にはいくつかの飛躍と展開があつたと見るのが妥當であらう。然し、のちの世に現はれて擊鬼の役を演じる魑頭は、何ものに姿を模して作られたかは不明であるが、兎に角、怪奇醜惡な面貌を呈し、人々をも邪鬼をも怖れしめるやうなものであつたことは誤りなく、而もこれら扮裝は、恐らく戸をつくるに用ひられたかぶりものの魑頭乃至はその略形とも考へられる假面の類をもつて作爲されたものであつたらう。いはゞ魑頭とは化身のための道具、假裝のためのかぶりものであつた。兩者が同じ魑頭の名で呼ばれた理由が、實にこの點に存したのではないか。

## 五

以上、主として方相・魑頭を中心には假裝・扮裝の問題に就いて考察を續けて來た。漢・六朝の頃から諸書に散見するこれらは、その古の祖形を正確に識ることは困難であるが、竹荊の類で作成された魑頭、或ひはこれと同系と考へられる假面が、死者その他怪異な諸物の化身の具とされ、かやうな魑頭を冒り、假面を着けたものが、神とも畏れられ祭儀

の中心的存在ともなつたと言ふことは、略々言つて差支えないのではないか。魁頭・假面を着けたものが神の座に据ゑられて、祭祀の対象とされてゐたことを物語る確かな記録、確かな證據は望んで容易に開陳し得ないが、然し、例へば、蜡祭の折に、田園の斎場に迎へられた動物の尸などは、もとより神を慰撫し樂しませるものと言ふより、寧ろ神そのもの來臨を象つたものと考へられることに就いては既に言及した通りである。「墨子」の一節に、

昔者 鄭穆公當晝日中處乎廟 有神入門而左 人面鳥身素服玄純面狀正方 曰「予爲句芒」(明鬼)

とあつて、この句芒と呼ばれる神は「禮記」等に春のスピリットとされてゐるものであるが、人面鳥身、素服玄純、面狀正方と言ふその容姿から、扮裝せる神の姿を想像することは必しも不合理ではないし、亦、「左傳」に  
其神化爲黃熊 以入于羽淵 實爲夏郊 三代祀之(昭公七年)

とあつて、傳説に熊が神として郊祭に當つて祀られてゐることが識られるが、既述の通り熊に扮裝する習俗のあつたことを想ひ合せ、看過出來ない資料と言へよう。

「列子」に、

子列子曰 南郭子貌充心虛 耳無聞 目無見 口無言 心無知 形無惕 往將奚爲 雖然 試與汝偕往 閱弟子四十人同行 見南郭子 果若欺魄焉 而不可與接(仲尼)

とある欺魄は、後文に觸れる通りマジカルな存在と見られるが、心身共に虚しくして、所謂戸位・戸解の状を言つてゐるのは面白いが、この張湛注に、

欺魄 土人也

と説いてゐる。この欺魄が前に掲げた「淮南子」の顛醜と異なるものとは考へられない。<sup>(八五)</sup> 同張湛の注に、

魄片各反 字書作欺顰 大面醜也

と言つてゐるが、魄・醜はいづれかが誤字であるかも知れない。ところで欺魄を指して言ふ土人とは何であらうか。これは「文選」に精神訓の文を引いて、

淮南子曰 西施毛嬌 猶供醜也 高誘曰 供醜請雨土人<sup>(八六)</sup>

と言ひ、或ひは「集韻」に、

供 淮南 祈雨土偶人曰供

と言はれてゐるものに他ならない。たゞ、こゝに言ふ求雨土偶人とは、具體的に如何なる面貌を呈してゐたかは明確ではないが、この泥土製の偶人が供・欺の名で稱せられてゐるところから推測すれば、明器土偶の方相・魑頭等と近似の存在ではなかつたかと想像される。而もこれら土偶人は、恰も明器土偶としてもつくるられる方相・魑頭が、他方ではこれらを信仰する人々により、假裝・扮裝を以て具現されてゐる様に、魑頭乃至假面等によつて人々に實演されることもあつたのではなからうか。欺魄（醜）と同じく一種の農業神たる田祖・田畯<sup>(八七)</sup>は少くもかうした假裝の習俗を垣間見せるものがある。「詩經」小雅の甫田に、

以我齊明 與我犧羊 以社以方 我田既臧 農夫之慶 琴瑟擊鼓 以御田祖 以祈甘雨  
と歌はれ、「周禮」・籥章に、

凡國祈年于田祖 獻幽雅 擊土鼓 以樂田畯

と言はれる田祖は、「詩」の朱注に、

先嗇也 謂始耕田 卽神農也

同じく「周禮」・鄭注に、

始耕田者 謂神農也

と夫々解かれてゐる。一方「禮記」・郊特牲の、

蜡之祭也 主先嗇而祭司嗇也

の注に、

先嗇 若神農者

と言ふ。田祖・先嗇に就いては尙考究の餘地もあらうが、農業神と見ることに間違ひない。これらは、上述の様に祈年・求雨の對象にもなつたであらうが、他の農耕の神たる農・司嗇等と共に蜡祭の主要なる神々であつた。<sup>(八八)</sup> 而もこれらの一群に再三言及した貓や虎が雜つて居て、これら動物達は、實は扮裝して出演してゐたと考へられるところから、同じ蜡祭の折の農業神達も、夫々になぞらえられた假裝の姿で出現したのではなかつたかと言ふ推測も亦、成り立つのではないか。明の張岱の作詩に、田間の祈雨の儀禮を描寫して、

壬申七月村々禱雨 日々扮潮神海鬼

と詠じてゐる。<sup>(八九)</sup> この潮神海鬼の素性・系譜は不明なるも、禱雨とあるからには一種の農業神的性格を有してゐたであらうと考へられるが、これらが扮裝を以て村人たちによつて演出されてゐる明代の習俗は、實は古代の田祖・田畯のそれ

を彷彿させるに足るものがある。

祈年・感謝などの祭儀に、神々に変装したものが出現し、人々の祈願と謝意の饗應を受ける風俗は普く知られるところである。蜡祭に就いて、孔子が「一國之人皆若狂」（「禮記」・雜記）と評した所謂ボトラチ的な熱狂的饗宴の中心に、神々に扮装したものゝ存在を想定して見ることが、中國の古代社會に限つて滑稽であるとは容易に斷じられぬものがある。唯々天神地祇をはじめとする自然神の成熟、抽象的・理論的なる高次の信仰・宗教の抬頭に伴つて、祀られる神自體から神を祀るものゝ側に轉位變貌するものがあらはれ、かうした移行を辿つたものが、大儺の折の方相氏や魁頭であり、或ひは後世の臘祭その他の祭儀にくり出すもろ／＼の鳥獸・怪異の姿であると考へられるのである。

## 六

方相・魁頭の類がある種の祭儀の指導的位置を占めてゐたことは既述の通りであるが、これに關聯して言及したいものに夔がある。夔は古來、一足の奇獸として膾炙してゐる。「莊子」の語る次ぎの説話などは、かやうな點を示すよい例である。

夔憐蛇 蛟憐蛇 蛇憐風 風憐目 目憐心 夔謂蛟曰 吾以一足 跗踔而行 予无如矣 今子之使萬足 獨奈何（秋水）  
右の外、夔が一足獸とされた例は「呂氏春秋」の魯哀公と孔子の問答「說文」・「山海經」の大荒東經等に見える。然し、夔は「禮記」に、

夔始制樂 以賞諸侯（樂記）

古代中國の祭儀と假裝（伊藤清司）

とあり、或は既に「堯書」の、

帝曰 夔 命汝典樂 教胄子（舜典）

等を掲げて觸れたやうに、樂官としても名が通つてゐる。「史記」・五帝本紀にも、

伯夷讓夔龍 舜曰 然以夔爲樂典 教驛子

と言はれ、「韓非子」・「呂覽」は夔の「<sup>(九〇)</sup>」足獸に非ざることを強調してゐる。もつとも、この邊の事情は、

黃帝在位 諸侯於東海流山 得奇獸 其狀如牛 蒼色無角 一足能走 出入水則風雨 目光如日月 其音如雷 名曰  
夔 黃帝殺之 取皮以冒鼓 聲聞五百里（莊子音義）<sup>(九一)</sup>

とあるから、樂官としての夔名は一足獸である夔の皮を取つて作つた打樂器より招來されたとも考へられようが、然し、これは尙疑ふ餘地が多い。

鬼夔同部 當本一物

とは章太炎の見解であるが、章は更に、

象人形者 猿<sup>(九二)</sup>皆猴類 本似人 由象其頭 鬱則全體 變亦全體 鬼兼會意

と説いてゐる。今遽かに悉く從ふべきかどうかは別として、鬼夔を同一物から解釋しようとするのは聽くべきであらう。「魯語」に孔子の言として、木石の怪を夔魍魎と呼ぶとされ、<sup>(九三)</sup>その韋昭の注に、

或云 夔一足 越人謂山繅 當陽有之 人面猴身 能言 或云獨足  
とあり、「莊子」にも、

水有罔象 邱有萃 山有夔 野有方皇 凡皆此鬼也（達生）

と語つてゐる。説くところ必しも悉くは一致を見ないが、夔が山野の怪獸であり、人々の畏怖し忌避する山鬼とも言ふべきものである點では齟齬はない。一説にかの追儻に當つて夔が他の諸鬼と共に方相氏に追はれるところとされてゐるものとのためであらう。<sup>(九四)</sup>

かやうに入々の忌み嫌ふ夔が樂正として國子<sup>(九五)</sup>の教育に任せられてゐるのは、一見寔に不可思議な不合理事とも考へられよう。然し、このことは却つて樂官の夔の本體を垣間見せるものがあつて棄て難い。方相（Fang Siang）が罔象（Wang Siang）・罔兩（Wang Liang）・方良（Fang Liang）と共に一聯の關聯ある語であることは、既に小林氏<sup>(九六)</sup>らの注意するところであり、近くはこの四者の同一であることに念を押したものに山田勝美氏の「螭彪罔兩考」があり、山野の邪鬼であつた方相が一轉し、その醜怪な容姿を利して避邪の善神と化したことと念を押したものに山田勝美氏の「螭彪罔兩考」があり、山野の邪鬼であつた方相が一轉し、その醜怪な容姿を利して避邪の善神と化したことと同一である。自然民族が死者に對して極度の怖れと敬ひの間を彷徨する様に、亦、死體の處理に當つてこれを破棄し、或ひは保存する兩面を見せてゐる様に、一つの物が惹き起す兩極端の感情が相反する二つの概念と行爲を招く例は少くない。かやうな諸例に照して、一種の怪獸と考へられた夔が、轉じて善神的存在となることは必しも不合理ではない。夔は「說文」に、

神鱷也 如龍 一足从夕 象有角手人面之形

とあるが、これが鱷と成語をなして張衡の「東京賦」中に、

殘夔鱷與罔象

或ひは、楊子雲の「甘泉賦」に、

捐夔鱷而挾猶狂

等と歌はれてゐる。このやうに疫厲惡鬼の一つである夔鱷の分身が國子即ち支配階級の子弟たる青少年の樂師と變じる可能性は、同じく疫厲惡鬼の一つたる方相の分身が禁中の追儻の主配、所謂方相氏に轉じてゐるのに對比して必しも不可ではない。假面を着け、或ひは假裝して神々に扮したものが、祭典の主配に任じ、或ひは若者たちの指導的位置につくと言ふ例は少くない。早い話が沖繩の石垣島に所在する宮良村<sup>マイラ</sup>で二色人<sup>ヒルビト</sup>と呼ばれる異態な變裝の神がそれである。今日では殆んど奈落人とされてゐるが、もと<sup>(九八)</sup>青年式を執行し、青少年たちを種々試鍊し、歌舞等をも教導するものであつた。邪鬼の一である方相氏が祭儀の一部に關與してゐると同様、惡鬼に比すべき夔が、これ亦、祭祀と無縁ではない音樂に關係してゐることは、上記の假説を支えこそすれ否定するものではないが、たゞ、方相氏が熊皮や虎皮等で假裝したもののあるのをはじめ、種々の容姿をとりながら、その實體が必しも明瞭にされてゐないと同様、樂官の夔もその祖形が果して如何なる怪獸邪鬼であつたかを審らかになし得ないのみならず、夔の扮裝した具體例を史書中に指摘出来ないのは殘念であるが、「虞書」の舜典、或ひは「詩」の益稷に、例の、

夔曰 於予擊石拊石 百獸率舞

として、假裝した諸獸の踊り手を率て歌舞したと考へられるから、夔も亦、扮裝した姿で踊りの庭に立つてゐたと推論されないこともなからう。

尙、夔と同工の怪奇に蚩尤がある。蚩尤は「史記」・「左傳」・「山海經」・「管子」等では黃帝等と並び稱せられ、武器を

創製せる軍神ともされてゐるが、常任俠氏も示唆し、別に最近水野清一氏が「漢の蚩尤伎について」に於て明らかにしてゐるやうに、これが假裝を以て怪奇に扮して出現する風俗のあつたことは誤りない。この點に關しては水野氏に專稿のある故に多くを述べることを差ひかへるが、唯、今日の研究の段階で蚩尤を以て、直ちに牛に擬する見解には遽かに賛同することを躇らふ。異體の識れぬ方相が時には熊で現はされ、時には虎で表現されるやうに、蚩尤も亦、必しも常に牛形のみを以て示されないからである。例へば「文選」・西京賦では、

蚩尤秉鉞 奮<sup>たゞがみ</sup>蠶<sup>たらのかは</sup>被<sup>は</sup>般

とする外、水野氏が蚩尤を牛形と推論された據所の一である「述異記」の一説にも、

俗云 人身牛蹄 四目六手

或ひは

太原村落間 祭蚩尤神不用牛頭（中略）漢武時 太原有蚩尤神畫見龜足蛇首

とあつて、蚩尤即牛獸とは必しも考へられなかつたことが窺はれる。更に同氏が蚩尤伎圖とされる漢武梁後室壁畫の怪獸も、身に帶した武器を蚩尤特有の五兵と解すれば、頭上のそれは氏の言ふ弩であることは誤りないとしても、「まがつた角、とがつた耳をもつた牛頭」のその角は圖中では指摘出来ず、強ひて附會すれば、頭上の弩を同時に角と解する外はないのである。尙その尾についても疑點がある。従つて蚩尤が牛と見做され、蚩尤伎が牛形を以て演じられる風俗が且つて現行されたとしても、怪奇な蚩尤の祖形が牛であつたことは證せられた譯ではない。然し、これが如何なる怪異を模したかを遽かに明確にする術なしとしても、水野氏等の指摘された如く、蚩尤に假裝する習俗の存したとする論

證は我意を得たものであり、この點に關しては附記する要を認めない。唯々この蚩尤に關する記事中に興味をそゝるのは「史記」黃帝の本紀が注に引く「龍魚河圖」に、

黃帝攝政有蚩尤 兄弟八十一人 並獸身人語 銅頭鐵額

と説き、或ひは降つて「述異記」が、

蚩尤氏兄弟七十二人 銅頭鐵額

と述べてゐる兄弟八十一乃至七十二人の句である。常任俠氏はこれに就いて、  
(100)  
應是一部落成員的戰士群

と説いてゐるのであるが、兩書共に後の書であつて尙有力な根據とはならぬとしても、「漢書」・刑法志に蚩尤伎を以て古の講武の禮に發するものとある點などから、蚩尤にまつはる説話の中に契文にみえる多子族や、未開社會にみる青年男子結社的面影をにはせるものがあつて、夢の存在等と併せ考へ、看過し難いものがある。

## 七

禹と塗山の女との傳說を探り上げて、M・グラネー氏が示唆してゐるやうに、果して中國の古代社會に他の未開社會に見出されるやうな男子秘密結社の面影が確認され得るかどうかに就いては、尙問題もあらう。然し、舜が青年時代に瞽叟より受けた焚廩掩井の例の試鍊、或は亦、同様、殷の武丁が若者時代に試みられた密儀とも憶しいオーデアル、或ひは更に問題視される多子族の存在等、古傳說・古記録の報ずるものゝ中に、かやうな男子中心の結社・集團の根跡と

解して、はじめてその意味の都合より斟酌されるものゝあることが認められる。ウェブスター氏の説くところでは、男子秘密結社は人口の増加・交渉圈の擴大・社會經濟の進展、即ち綜じて言へば文化の發達に伴つて、次第にその原初的機能を變質し、或ひは純粹の宗教職業團體に化するものあり、或ひは演劇組織團體に轉ずるものあり、或ひは一種の社交クラブに變移し、更には女性の参加を公許して男子絶對の傾向の失はれるものあり、而して他方では支配階級に専ら結合して、當該集團は一種の官僚養成機關に移行するもの等あつて、その變貌は種々あつて一様ではないが、次第にその社會的機能と價値とを變化せしめてゆくことは略々揆を一にする現象と認め得られる。<sup>(一〇四)</sup>一方、W・シュミット氏の指摘するところによれば、假面等のかぶりものゝ起原は頭蓋骨崇拜に關係あり、これら假面等はそもそもは男子秘密集團に於て用ひられるのが一般的であるとされる。<sup>(一〇五)</sup>

縷說して來た方相・鬚頭の類の究明は、かやうな問題との關聯に於ても考察されてゆくべきであつて、尙、今後の研究に俟つ餘地が多いと言ふべきであらうが、中國古代社會にみる方相氏の類には、既に高度に樣式化された社會の裡に變質し、禁中等にあつて大饌の外、大喪先柩の邪鬼の拂除に任じなどしてゐるものもあるが、恐らくはその前身は主として民間に於て蜡祭等の際にみられる假面・鬚頭を以て神々に扮した存在と無縁ではなく、かやうな假裝具を以て扮裝して祭儀につらなると言ふ習俗は、時代と共にその性格と價値を變へながらも後世まで長く繼承され、一方、その淵源は相當に遠く根ざし、それらの祖形に、果して頭蓋骨崇拜の根跡を確かに指摘出来るかどうかは問題としても、鬼、即ち死者の尸として作例されたものがあり、或ひは人間社會に密接な利害關係を携らしたと想はれる動物・怪異等、諸種のものを模してつくられたものであり、それらは人々によつて畏れられ、崇められた對象であつたことは言つて略々誤

りないところと考へられる。

他方、加冠の儀禮が男子に關係してのみ行はれ、その冠とは單に成人の表徴として考へられるのみならず、そもそもは神を祭るものゝ服裝であると言ふ假説が若し認め得られるとすれば、假裝・扮裝の問題は更に特に成人男子との關聯に配慮する必要性を感じさせると同時に、中國の原始に所謂男子秘密集團の存在を假想する可能性を全く否定するものでないことは興味のあるところである。ともあれ、以上、中國古代に於ける假裝・假面の俗及びその淵源に就き瞥見した。

註

(一) 方相・麒麟の習俗が漢・六朝・隋・唐を通じて、大きい變化もなく行はれてゐたことに就いては、既に小林太市郎氏に詳稿（「漢唐の土俗と明器土偶」中的一篇「方相駁疫考」）があり、部分的にこれらに觸れたものに、姚鑒「營城子古墳について」、郭寶鈞「濬縣辛村古殘墓之清理」、齊伯守「方相考」<sup>（民俗學）</sup>等があるが、これらの習俗は祭儀に伴ふ性質上、別して固定的・傳統的であつて、外形上の變容を遂げながらも、尙、その祖形を失ふことなく、長く繼承されてゐる。まさに「儀典は固定的である」（W. R. Smith）と言ふべきであらう。

(二) 松本信廣「古代文化論」一二五一六頁。

(三) 「續漢書」・禮儀志・大饌の條に  
方相氏 黃金四目 蒙熊皮

「隋書」・禮儀志に

齊制（中略）方相氏 黃金四目 熊皮蒙首（中略）隋制 方相四目 蒙熊皮  
と見える。尙、周官の鄭注に、  
蒙冒也 冒熊皮者 以驚駁疫癘之鬼

とある。

(四) 姚鑒「營城子の古墳について」(考古學雜誌 二九卷六號)

小林太市郎「漢唐の古俗と明器土偶」

尙、最近この圖を蚩尤伎であらうとする新しい見解が水野清一氏によつて提出された(「漢の蚩尤伎について」京大人文学研究所創立廿五周年記念論文集)これは劉銘恕氏(「關於沂南漢畫象」考古通訊一九五五年第六期 所收)も主張するところであるが、尙検討したい點も残つてゐるので舊説に従つた。

(五) 郭寶鈞「濬縣辛村古殘墓之清理」(田野考古報告 第一冊 (國立中央研究院歷史語言研究所叢刊十三)

(六) 所謂十二神獸に就いては、一、二のものを除いては未だその實體が明らかにされてゐない憾みがあるが、そのうちの一つである委蛇に就いては、先般、上原氏に考證がある。

上原導道「委隨・蟠蛇・委蛇について」(中國古代史の諸問題 所收)

(七) 山田勝美「螭龍圖兩考」(日本中國學會報 第三 所收)

(八) W. Eberhard: "Die Lokal Kulturen des Südens und Ostens", s. 339.

(九) 王去非「四神・巾子・高髻」(考古通訊 一九五六第五期 所收)

(一〇) 朝鮮李朝に行はれた左の様な大饗は、恐らく中國古代のそれと無縁ではないと考ぐられるが、その中に認められる十二神は中國の十二神獸の假裝のことを考へる場合の強い示唆となつた。

歐饗之事(中略)樂工一人 爲唱師 朱衣着假面 方相氏四人 黃金四目 蒙熊皮(中略)十二神各着其神假面 如子神着鼠形丑神爲牛形也(備齊叢話 卷一)

但し、十二神獸をもととして十二支に關聯して考へるのは贊同し難い。多分後來の佛教の影響を眞つたものであつた。

(一一) 松本信廣「古代中國の季節祭と傳説との關係」(史學 二七卷一號 一五頁)

尙、M・グラネー「古代支那の祭祀と歌謡」(内田譯)三五一頁及び二六四頁の註参照。

(一二) 森修・内藤寛「營城子」圖版第四四

古代中國の祭儀と假裝(伊藤清司)

(一三) 同右 圖版第四十

(一四) これと略々同文が周代金文中にも讀みとれる。郭沫若「兩周金文學大系」參照。

(一五) 常任俠氏は近著「東方藝術叢談」所收の一篇「關於我國音樂舞踊與戲劇起源的一考察」の中で、益稷の百獸率舞の句に言及し有人以爲百獸率舞爲模倣圖騰舞蹈也還獸類的舞蹈作爲戲樂在漢代尙很發達(上揭書四五頁)と説いてゐる。これを直ちに Totemism と斷することは躊躇するが、百獸を假裝舞人とする見解は我意を得たものである。

(一六) 上掲の通り「續漢書」大儻の條に「木面」とあつた。竹製・荊製等の假裝具もみられることに就いては、後文に觸れる。

(一七) 聞宥編「四川漢代畫象選集」第三三圖

(一八) 同前 第六一圖・第八六圖

(一九) 常任俠編著「漢畫藝術研究」圖版四二下段

(二〇) 文物參攷資料 一九五四年第八期 第二七圖(中央)

(二一) 原田淑人「漢六朝の服飾」六八—七〇頁。

(二二) 「儀禮」疏に「按爵卽雀爵雀古今字也」と言つてゐるが、爵雀の混用は、「禮記」に「鴻雁來賓爵入大水爲蛤」(月令)、「管子」に「燕爵之道」(形勢)等、その用例は多い。

(二三) 内藤湖南「支那上古史」四三頁。

(二四) 濱田青陵「爵と杯に就いて」(考古學研究 所收)。

(二五) 濱田青陵「前掲書」参照。

(二六) 憲雲鵬「石索」三。

(二七) 例へば「史記」・五帝本紀に、

(瞽叟) 使舜上塗廩 睽叟從下縱火焚廩 舜乃兩笠自扞而下去

とある。尙、この「焚廩掩井」の虐待は、未開民族中にひろく認められる青年集會所入社の際に行はれるオーデアルに比定することが出来る。(森鹿三「舜傳說の一面」(歴史と地理 第三一卷第六號 所收) 參照)。

(二八) 憲雲鵬「石索」二一。

(二九) 「史記」佞幸列傳に「孝惠時郎中皆冠鷂鷀貞帶」、「說文」に「秦漢之初 侍中冠鷂鷀」とある外、「後漢書」・興服志、「續漢書」・興服志、「文選」・東京賦等にも鷂鷀冠が見える。尙、この冠に就いては、陳夢家の「商代的神話與巫術」(燕京學報 第二十期)に稍々詳しく觸れられてゐる。陳氏はこれを皇冠等と同質のものであるとし、殷民族のトーテムと關係づけて解釋しようとしてゐるが、遽かに從えぬ。一方、鷂冠は建華冠、又は聚鷂冠とも謂はれ、神をまつた服装の一つし、舞樂人の戴く冠とされ(續漢書)或ひは天文を知る者の冠とも言はれる。(禮記)

(三〇) 葉玉森「研契枝譚」八 尚、郭沫若「殷契粹編考釋」一一一頁參照。

(三一) 東方學報・京都 第二三冊 所收。

(三二) 姚堅「前掲書」。

(三三) 濱田耕作「支那古銅器研究の新資料」、石田幹之助「饕餮紋の原義について」(考古學雜誌 十八卷五號)。

水野清一「漢の蚩尤伎について」(京大人文科學研究所創立廿五周年記念論文集・所收)

常任俠「饕餮終葵神荼鬱壘石敢當小考」(民俗藝術考古論集 所收)

(三四) 魯德福・聞宥「Han Tomb Art of Westchina, A Collection of First-and-second-Century Reliefs」圖版九八の説明 參照の事。

(三五) 常任俠編著「前掲書」圖版三六。

(三六) 常任俠編著「前掲書」圖版一一。

(三七) 南江二郎「原始假面考」

K. Macgowan & Rosse "Masks and Demons".

(三八) 小林太市郎「前掲書」。

(三九) 小林太市郎「前掲書」參照。

(四〇) 姚堅「前掲書」。

(四一) 郭寶鈞「前掲書」。

(四二) 小林太市郎「前掲書」參照。尙、「寶寶錄」(說郛卷三 所收)に引く「朝野僉載」に、

小村方相 唐魏光乘目張孝嵩爲小村方相  
とあり、地方でも方相の名が行はれて居り、麁頭・方相の兩語は後世必しも嚴密に行はれていなことが識られる。尙、後文にみる「紀聞」に認められるそれも一證とならう。

(四三) 小林太市郎「前掲書」一六六・一八六・一八九頁。

(四四) 罔兩・罔象・方良・方相はもとより同一物であらうとする見解は、既に夏官・方相氏の鄭注にもみられるが、山田勝美氏「螭  
彪罔兩考」・小林太市郎「前掲書」等に稍々詳しい説明がある。この問題に就いては尙、後章で言及する。

(四五) ホロート「中國宗教制度」(清水・荻野目譯)第一卷 一四四頁。

(四六) 加藤常賢「漢字の起原」第四卷 三頁。

(四七) 羅振玉「殷虛書契考釋」の曰

に

說文解字

从囗象形下其火也 古文作

三形 簷文作

二形 ト辭作

作

許書之

乃由

與許書

古文合此字象

囗形而假爲語詞

ト辭中諸

其字初但作

囗

後增

火於是改象形爲會意

後又加竹作筭則更繁複矣

(四八) 孫は綽字興公、太原中都の人、「晉書」卷五六に傳見ゆ。文人・太學博士・尙書郎等より廷尉卿を歴任。その文名當代に高い。  
桓宣武は東晉の武將。

(四九) 一本に「身長七丈」とある。

(五〇) 「正字通」に「俱與顛儻通」とある。

(五一) 「周官」の「方相氏 狂夫四人」鄭注に、

方相猶如放想 可畏怖之貌

と説いてゐる。方相も恐らく麁頭と類似の面貌を呈してゐたものであらうが、更に四人の狂夫も麁頭に類同した存在であつたので

はないかと想ふ。「齊風」・東方未明の句、

折柳樊圃 狂夫  
の狂夫は、古來愚者の扱ひをうけて來た。然し、江西地方の葬儀に「壙踏」と呼ばれるものがあり、これは怪奇な存在に扮した四人からなる一團で、開路神たる方相氏の前驅をなし、葬列進行中は終始狂態を演じながら踊りわめき、墓地に着くや墓穴の中に跳び込み、刀を振り廻し、墓穴内の惡靈・邪鬼を拂除する習俗であつて、かゝる葬儀に照して「周禮」の狂夫四人は、寧ろのちの當壙當野・祖明・地軸の四神や、上掲「壙踏」に近いもので一種の避邪の機能をもつたものではなかつたかと愚考してゐる。後稿を期したい。

(五二) 余雲岫編著「古代疫病候義疏」一七〇頁。

(五三) 「周官」・方相氏に「執戈揚盾」。

「文選」・東京賦に「方相乘鉞」。  
「續漢書」・禮儀志に「方相氏（中略）執戈揚盾」等、その例少くない。一方、西安東郊韓森塞唐墓出土の鎮墓獸・麒麟（考古通訊・一九五六年五期・圖版十五の1・2）や、シカウ、ヘーネルド博物館藏の麒麟（Laufer "chinese clay figures" pl XLVI）の手には、蛇の類が握られてゐる。尙、「神異經」・東南荒經に麒麟の類が蛇を伴つて説かれてゐる（むしは臨遠の通り）。

(五四) 魯德福・聞宥「前揭書」七圖及八圖。

(五五) “Han Tomb art of West China” の第八圖と「四川漢墓畫象選集」の第六圖は同一像であるが（彼の手を求盜の卒に該當するもの）亭父に當るもう一面の畫像は同種のものではあつても、兩書の掲載する二圖同一畫ではない。

(五六) 聞宥編著「前揭書」第六四圖の解説。

(五七) 魯德福・聞宥「前揭書」七圖の解説と“On his head he wears something that appears to be an animal mask.” とする。八圖も“Appears to be wearing an animal mask with horns”. (圖上書 111頁)。

(五八) 但し「四川漢墓畫象選集」の六三圖は例外。

(五九) 「文物參攷資料」一九五六年第八期 三七頁「西安東郊十里鋪三三七號唐墓清理簡報」挿圖 圖1。

(六〇) 「考古通訊」一九五六年第六期 圖版十八 西安郭家灘唐墓出土的陶俑 6。

(六一) 姚堅「前揭書」三三頁。

(六二) 小林太市郎「前揭書」。

(六三) 守屋美都雄「校訂荊楚歲時記」一九七頁。

(六四) 例へば、魯德福・聞宥「前揭書」六二圖・七一圖 聞宥編著「前揭書」十六圖・十九圖・二十圖 常任俠編著「前揭書」四八圖。

五一圖 「考古通訊」一九五五年第六期圖版十の2。

(六五) 魯德福・聞宥共編著「前揭書」六八圖・七十圖 聞宥編著「前揭書」一五圖・一七圖。

(六六) 「武林舊事」(中華全國風俗志 上篇卷三 所收)。

(六七) 永尾龍藏「支那風俗志」第六卷參照。

(六八) 「嘉泰會稽志」(中華全國風俗志 上篇卷三 所收)。

(六九) 「萬曆嘉興府志」(同右 所收)。

(七〇) 「殷虛書契考釋」の曰子に、

說文解字古文作「𠂔」籀文作「𦥑」辭中子丑之子皆作「𠂔」或變作「𦥑」以下諸形從無作子者  
「金文編」卷十四に、

殷虛ト字中有連書子支列表式者 如己巳辛巳皆作子 遂得確定爲己字 後人假爲辰子之子爲「𠂔」「𦥑」之「𠂔」已然之「𠂔」爲辰子之子 金文字丑作「𦥑」辰巳作「子」巳然作「𦥑」秩然不亂 足正二千年來混淆之失 而子孫之子乃辰子之子而非「𦥑」丑之「𦥑」

(七一) 池田末利「立戶考」廣島大學文學部紀要 第五號五一頁。尙、加藤常賢氏(漢字の起源)もこれを示唆されてゐる。

(七二) 加藤常賢「ハーバート・燕京・同志社・東方文化講座第三輯 中國古代の宗教と思想」一八一九頁。尙、「巫祝考」(東京支那學報 第一號)は巫を僕僕人とする同氏の見解が詳述されてゐる。

(七三) 加藤常賢「漢子の起原」第二卷 十五—八頁。

(七四) 加藤博士の巫祝偃僕人説に對し、すべての巫祝が偃僕に非ずとする那波利貞氏に「巫祝攷源」(神道史研究 五) がある。

(七五) 羅振玉「殷虛文字類編」八卷。

(七六) 「呂氏春秋」第九に、

昔者湯克夏而正天下 天大旱 五年不收 湯乃以身禱於桑林 曰 余一人有罪 無及萬夫 (中略) 無以一人之不敏使上帝鬼神傷民之命 於是翦其髮 廓其手 以身爲犧牲 用祈福上帝

(七七) 永尾龍藏「支那民俗志」第六卷 七八二頁。

(七八) 原田淑人「前掲書」七一頁。

(七九) 加藤常賢「中國古代の宗教と思想」を參照のこと。須は儒と同義であることが說かれて、一種のゲロントクラシーを中國の古

代に想定され、長鬚の老人が部落社會の指導的役割を演じ、これが所謂小人儒の祖形をなすものとされてゐる。

(八〇) 董作賓「從數些文看甲骨文」(大陸雜誌 第三卷 第一期)。

(八一) その成立は唐代以前に遡るものではないと言はれてゐる。

(八二) C. G. Seligmann, "The Veddas" pl. LX.

(八三) W・ショミット「民族學の歴史と方法」(大野譯)に、

わけても注目すべきは、頭上に頂く「放射狀冠」で、エツタ人自身の言葉によればこれは頭の毛に他ならないのだといふ。(中略)  
先史時代人の頭上に見られる「冠」も頭髪に他ならず、インディアン人のそれのやうに羽毛冠も表はすものでないことが、これ  
によつてほほ確實と思はれる」(一一一頁)。

と說いてゐる。尙、C. G. Seligmann "Ibid" 參照。

皇字の古體  等を單純に鳥羽を飾つた冠とする見解(田崎仁義「王道天下之研究」、徐中舒「士王皇三字之探原」(集刊 四  
本四分所收)、陳夢家「商代的神話與巫術」(燕京學報二十期 所收)には尙檢討の餘地もあるやうに想ふ。なるほど、皇字の古形には少王 (徐王子和) 白王 (周公彌鐘) 等の刻文もまま見られ、皇字最頂上のものを毛髪とは解されないと想はれる點もあるが、十一の古形

はもと——(契文)  (以上金文)  (篆文)、同じく直字が  (以上契文)  (以上金文)  の繁文で、元來は  の形に發した文字とも想定される故に、 の形を遽かに裝飾と決することは尙躊躇する。小稿がかぶりものに關する性質上、この問題を本文に採り上げ言及して然るべしとも考へられるが、未だ確かな見通しが得られないでの、後考を俟ちたい。

(八四) 「禮記」・月令に「孟春之月（中略）其神勾芒」とあり、「史記」・司馬相如傳に「使勾芒其將行兮 吾欲往乎南嬉」の注に「正義曰張云 勾芒東方青帝之佐也 鳥身人面 乘兩龍」、或ひは「白虎通」・五行に「其神勾芒者 物之始生 其精青龍 芒之爲言崩也」とある。尙、春の神とされる句芒は「禮記」の疏、或ひは「太平御覽」時序等によれば、「句屈而芒角」と言はれ、有角の儼僕狀をなす容姿をしてゐることがわかるが、恐らくこれは、「楚文物展覽圖錄」の報じる湖南長沙出土の「木雕護墓神」や、梅原博士既報の「傳長沙出土の木彫怪獸像」（支那考古學論叢所收）と無縁ではなからう。別稿を期したい。

(八五) 劉賓客文典集解に「顛醜本作供魄 此魄誤爲醜」と言ふ。魄醜のいづれが本字であるかは別として、顛醜と供魄を同一視するのは妥當であらう。

(八六) 「文選」・應璩の「興廣州長岑文瑜書」の注。

(八七) 田畯は毛傳に田大夫、鄭箋に勸農官、「國語」・韋注に農大夫等とある様に、農業の見廻り役人と言ふ解釋も一方で行はれてはゐるが、「周禮」に見る様に、幽雅を歎し、土鼓を擊つて慰安すると言はれるところから、田畯を農業神と解することは必しも不可ではない。琴瑟をかき鳴らし、鼓を擊つて田祖を迎入れることは「詩」の甫田に見る通りであるが、田畯を迎へる時も同然である。同じ甫田の詩に、

以其婦子 餧彼南畝 田畯至喜

或ひは、幽風・七月に、

同我婦子 餧彼南畝 田畯至喜

とある様に、女・子供を連れだつて供物をそなへる田畯とは、矢張り田祖の類であらう。同じく田畯を喜ばしむべく婦子を伴つて南畠に餚すと歌ふ詩・大田に、

來方禋祀 以其駢黑 與其黍稷 以享以祀 以介景福

と言つて、犧牲や黍稷を供へて豐穰を謝し、來ん年のみのり豊かならんことを祈つてゐるのであるから、田畯を農業神の一とすることが妥當と考へるのである。かかる民俗は我國の農村でも稀な風俗ではないが、中國でも亦、現行する例があることが識られる。即ち、浙江の「東陽縣志」（中華全國風俗志、上篇卷三）に、田間に草束の穀神の戸を作つて、これに酒肉を供し年穀を祈る風習が傳へられてゐる。遠く古代の田祖・田畯の俗に近似して興味がある。

（八八）「禮記」・郊特牲の注。

蜡有八者 先嗇一也 司嗇二也 農三也 邮表曠四也 豺虎五也 坊六也 水庸七也 昆蟲八也。

（八九）張岱「陶庵夢憶」（清水盛光「中國鄉村社會論」による）。

（九〇）「韓非子」・外儲說左下

魯哀公問於孔子曰 吾聞 古者有夔 一足 其果信有一足乎 孔子對曰 不也 羯非一足也 羯者忿戾惡心 人多不說喜也 雖然 其所以得免於人害者 以其信也 人皆曰 獨此一足矣 羯非一足也 一而足也（中略）一曰（中略）羬 人也 何故一足 彼其無他異而獨通於聲 堯曰 羯一而足矣 使爲樂正

「呂覽」察傳にも略同意文あり。

（九一）同文「山海經」に見える。

（九二）章太炎「文始」一。

（九三）「魯語」下 丘聞之 木石之怪曰羬 虫水之怪曰龍罔象 土之怪曰墳羊

（九四）後文に見える。

（九五）禪子に就いて「史記集解」に、

鄭玄曰（禪子）國子也 案尙書作胄子 孔安國曰 禪胄聲相近

古代中國の祭儀と假裝（伊藤清司）

とあり、一方、「尙書集傳」・蔡注に、

冨長也 謂元子以下大夫子弟  
とされ、共に支配階級の子弟と解される。

(九六) 小林太市郎「前掲書」一七九一―八三頁。江紹源「古代之旅行研究」。

(九七) 山田勝美「前掲書」。

(九八) 柳田國男「海南小記」(創元社版)一二四頁。折口信夫「折口信夫全集」第二卷(琉球の宗教)五十一五一頁、同第三卷(鬼の話)八頁。

(九九) 常任俠「東方藝術叢談」四六一―四七頁。水野清一「漢の蚩尤伎について」(京大人文科學研究所創立廿五周年記念論文集所收)。(一〇〇) 常任俠「前掲書」四七頁。

(一〇一) 董作賓「五等爵在殷商」四二七頁(集刊六本三分 所收) 郭沫若「殷契粹編」序 貝塚茂樹「中國古代史學の發展」第二部 第二章を參照。

(一〇二) 註27 參照のこと。

(一〇三) 武丁若輩時代に關する記載、即ち「書經」・說命の「既乃遯于荒野」や、無逸の「時舊勞于外、爰暨小人」等は一種のオーデアルを暗示する。

(一〇四) ウエブスター「原始民族の祕密講」(田崎譯)。

(一〇五) W・シユミット「前掲書」(大野譯)一八八頁。